

大船渡市と立命館大学との連携協力に関する協定書

大船渡市と立命館大学は、相互の人的・知的資源を活かした連携協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大船渡市と立命館大学が包括的な連携のもと、産業、教育・文化、健康・福祉、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 大船渡市と立命館大学は、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 産業振興
- (2) 教育・研究・文化・スポーツの振興・発展
- (3) 健康科学・地域福祉
- (4) 環境保全・生活環境の向上
- (5) 人材育成
- (6) まちづくり
- (7) その他両者が協議して必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、大船渡市と立命館大学のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力に関する細目その他の事項については、大船渡市と立命館大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証して本協定書を2通作成し、大船渡市と立命館大学が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月29日

大船渡市長

立命館大学長

戸田 公明

吉田 美喜夫